

インド短期滞在中ならびに滞在予定の皆様へ

外務省海外旅行登録「たびレジ」の開始

平成 26 年 9 月 17 日

在インド日本国大使館

外務省では、今年 7 月 1 日より、海外旅行者向けに、外務省海外旅行登録「たびレジ」を開始しました。

「たびレジ」は、2013 年 1 月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件を教訓に、「在留届」提出義務の対象となっていない 3 か月未満の短期渡航者(海外旅行者・出張者)にも現地での滞在予定を登録していただき、渡航情報などの提供や緊急事態発生時の対応に活用することを目的とするものです。

登録は、専用サイトに必要事項(旅行日程、滞在先、連絡先など)を入力することにより、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡などの受け取りが可能となります。

海外へ行かれる際の安心・安全のため、「たびレジ」へのご理解と登録をお願い致します。

(参考)

- 在留届:旅券法第 16 条により、海外に 3 か月以上滞在する場合に、管轄の在外公館に、身分事項とともに住所や電話番号、緊急連絡先を届け出ることを義務づけています。

- [外務省海外旅行登録「たびレジ」](#)
- [「在留届」をご存知ですか？](#)
- [在留届電子届出システム](#)